

くらし百科



☎は問い合わせ先です

4月1日から使用料や手数料などを見直しました

☎行政改革推進室 ☎22-1561

「白石市行財政改革推進計画（集中改革プラン）【改訂版】」に基づき、4月から水道料金・下水道使用料や公共施設の使用料、各種証明手数料を見直しました。詳しくは各施設などにお問い合わせください。

●公共施設使用料の見直し

●対象施設 ふれあいプラザ、いきいきプラザ、中央公民館、各地区公民館、介護予防センター、碧水園、スポーツセンター、あしたば白石、ホワイトキューブ、小中学校学校開放

●見直し内容 ほとんどの施設の使用料を25%程度値上げするほか、登録団体などに対する減免制度も見直しました。

●証明などの手数料の見直し

住民票の写しや印鑑証明、所得・土地建物に関する証明などを、単位当たり200円から300円に見直しました。

●上下水道料金の見直し

詳細は12ページをご覧ください。

●利用者負担の見直し

- 市民バス
 - 一般利用 1回…100円 ↓ 200円
 - 70歳以上 無料 ↓ 1回…100円
- 薬師の湯日帰り入浴利用者助成 70歳以上 無料 ↓ 100円
- 放課後児童クラブ
 - 児童1人（月額） 2,000円 ↓ 3,000円
- 各種検診本人負担 70歳以上無料 ↓ 75歳以上無料
- 高齢者外出支援サービス
 - タクシー利用助成券 月4枚 ↓ 3枚（1枚当たり単価初乗り相当額 ↓ 500円）
 - 燃料費助成券 1枚1,200円 ↓ 1,000円
- 白石蔵王駅西口・東口駐車場利用時間により30〜80円の値上げ

平成22・23年度の後期高齢者医療保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料は、加入者一人一人が負担する均等割額（基本部分）と、前年中の所得から算出する所得割額（上乗せ部分）の合計で計算します。

この2つの率は各都道府県の広域連合が、医療給付費の伸びや保険料の収納状況などを基に、2年ごとに見直しています。

今回の見直しの結果、宮城県の平成22・23年度の保険料率が次の通り決定しました。加入者の方の本年度の年間保険料額は、7月以降にお知らせします。

●保険料率（年額）

- 均等割額 40,020円
- 改正前は、38,760円
- 所得割率 7・32%
（改正前は7・14%）

※所得割額は、前年中の総所得金額から基礎控除（33万円）を差し引いた金額に、この率を乗じて計算します。

※前年中の所得などが一定の条件を満たす場合には、保険料が軽減される制度があります。また、保険料額の年間限度額は50万円となります。

☎宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021
☎022-1313

固定資産の縦覧帳簿縦覧・課税台帳閲覧を実施します

固定資産（土地・家屋）縦覧帳簿の縦覧について

●縦覧期間 4月1日（木）〜5月31日（月）、8時30分〜17時15分 ※土・日・祝日を除きます。

●対象者 固定資産税納税者（税額が発生しない方は対象外）および納税者から委任された方

●手数料 無料

●固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧について
閲覧できる方は次の通りです。

- ① 固定資産の所有者・納税義務者
- ② ①の方と同一世帯の方
- ③ ①の方からの委任状がある方
- ④ 納税管理人
- ⑤ 法人からの委任状がある方
- ⑥ 賃借権・地上権などの権利者
- ⑦ 借地借家人
- ⑧ 資産の処分権がある方

※⑥⑦⑧の方は、権利を確認できる書類が必要です。

●手数料 1件300円。ただし、①〜⑤の方が4月1日〜5月31日に行う閲覧は無料です。縦覧・閲覧とも、場所は市庁舎1階税務課固定資産係です。縦覧・閲覧いずれの場合も本人確認のため、免許証や保険証などの身分証明書、または納税通知書を持参してください。

☎022-1313

住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します

本市では、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、本年4月から平成25年3月までの期間、予算の範囲内で補助金を交付します。なお、設置工事に着手する前に申請する必要がありますので、「ご注意ください」。

●補助対象設備

- ① 住宅の屋根などへの設置に適した、太陽電池による発電設備であること（未使用品）
- ② 太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満であること
- 補助対象者
 - ① 自らが居住する住宅に設置する個人（店舗、事務所などとの兼用も可）
 - ② 電力会社と低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約を結ぶ方

③ 4月1日以降に対象設備の設置契約をし、申請した年度の3月15日までに実績報告書を提出できる方

●補助金の額

- ④ 市税などの滞納がない方
 - 1 キロワット当たり2万円（上限8万円）で千円未満切り捨て
 - ※3月31日以前に設置契約・売買契約を完了している方は、対象となりません。
- ☎生活環境課 ☎22-1314

春の交通安全県民総ぐるみ運動が始まります

●期間 4月6日（火）〜15日（木）

●運動の基本

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 運動の重点
 - ① すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ② 自転車の安全利用の推進
 - ③ 飲酒運転の根絶

●都市計画に関する市民アンケート結果をご覧ください

昨年年度、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定するために、市の現状や将来のまちづくりに対する意見などを調査しました。これからのまちづくりを担う市内の中学2年生にも調査を実施し、このたび、調査結果がまとまりました。市ホームページや市庁舎2階都市整備課で公開していますのでご覧ください。

本年度はこの調査結果などを基に、白石市都市計画マスタープランを策定します。

●都市整備課 ☎22-1325
●ホームページURL
<http://www.city.shiroishi.niigata.jp/section/toshi/>

平成22年度白石市奨学生募集

☎教育委員会管理課 ☎22-1341

●対象者 市内に1年以上居住する方のお子さまで、高校以上の学校やこれと同等の学校に在学する学生。学術優秀で心身ともに健全な、経済的事情で学資支弁が困難な方。

●募集区分・定員・貸付金額

- 大学・短大など（5人程度） 月額25,000円
 - 高校（5人程度） 月額15,000円
- ※所得制限があります。また、ほかの奨学金を受けている方は申請できません。

●申請方法

申請書に必要事項を記入し、①学校長の推薦書

●子ども手当が始まります

☎子ども家庭課 ☎22-1363

本年度において中学校修了までの子どもの養育者に、子ども1人につき月額1万3千円の「子ども手当」が支給されます。子ども手当では、これまでの児童手当の支給額や対象児童が拡充され、所得制限もありません。児童手当の受給者の方は、自動的に4月分から子ども手当へ認定とみなされますが、手当を受給していない、中学生までのお子さまを養育している方が受給するには申請が必要です。

本市では、申請が必要な中学生、3年生のお子さまのいる世帯に、お知らせを郵送する予定です。お知らせが届いた方は、子ども家庭課で手続きをお願いします。また、公務員の方は勤務先で手続きをしてください。制度の概要などの詳細は、5月号以降でお知らせします。※児童手当を所得制限のため受給していない方や、お子さまと世帯を別に行っている方などはお申し出ください。

白石農業振興地域整備計画の見直し作業を行っています

●農業振興地域整備計画とは？
この計画は、優良農地を確保・保全しながら、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定めるものです。

この計画により農業振興の方向性を定め、今後10年以上にわたり、農業上利用すべき土地を「農用地区域」として設定しています。本市ではこの計画を策定した昭和49年以降、社会情勢などを反映しながら、これまで3回にわたり計画内容を見直し、今回が4回目となります。

●農用地区域内に住宅建築などをお考えの方は、手続き時期にご注意ください

この見直しに伴い本年度は、農用地区域からの除外受け付けを、6月30日（水）締め切りの1回のみ実施します。例年行っている11月の受け付けは行いませんので、ご了承ください。

市民の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※見直しに伴う農用地の編入・除外特別受け付けを、7月以降に実施する予定です。特別受け付けの時期は、あらためてお知らせします。

☎農林課 ☎22-1253



▲新しい「ほっときやっするパス」はピンク色